

幌加内町森林整備計画書

計画期間 ⎛ 自 平成30年 4月 1日 ⎞
 ⎜ 至 平成40年 3月31日 ⎟
 (平成31年3月31日変更)

北海道幌加内町

(1) 変更計画の理由

変 更 理 由	石狩空知地域森林計画に伴い、当幌加内町森林整備計画を変更するもの
変 更 内 容	○ 石狩空知地域森林計画にアカエゾマツの標準的な施業の方法が追加されたことによる、植栽本数、間伐の時期、保育、生産目標を追加 ○ 第 3 間伐を実施すべき標準林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準から要間伐森林及び計画内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項の削除 ○ 第 5 委託を受けて行う森林の施業又は、経営の実施の促進に関する事項に森林経営管理制度の活用に関する事項を追加 ○ 基幹路網（長留内ほろたち線）整備計画を追加
変更計画が有効となる年月日	平成31年4月1日から適用

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域が目指すべき森林資源の姿	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	1
(3) その他必要な事項	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
(1) 人工造林の対象樹種	6
(2) 人工造林の標準的な方法	7
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	8
2 天然更新に関する事項	8
(1) 天然更新の対象樹種	8
(2) 天然更新の標準的な方法	9
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
(1) 造林の対象樹種	10
(2) 生育し得る最大の立木の本数	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
(1) 下刈	12
(2) 除伐	12
(3) つる切り	12
3 その他必要な事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法	13
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	13
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
(1) 区域の設定	14
(2) 森林施業の方法	14
3 その他必要な事項	14
(1) 水資源保全ゾーン	14
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	14
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	14
(4) 施業実施協定の締結の促進方法	14
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5 その他必要な事項	15

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
(1)	路網密度の水準	17
(2)	作業システムに関する基本的な考え方	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	18
(1)	基幹路網に関する事項	18
(2)	細部路網に関すること	18
(3)	基幹路網の維持管理に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
(1)	人材の育成・確保	19
(2)	林業事業体の経営体質強化	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	21
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
(1)	区域の設定	21
(2)	鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	21
(2)	その他	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	21
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	22
(2)	その他	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
(1)	森林保健施設の整備	23
(2)	立木の期待平均樹高	23
4	その他必要な事項	23

V	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
(1)	森林経営計画の記載内容に関する事項	23
(2)	森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域	23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
(1)	地域住民参加による取組に関する事項	23
(2)	上下流連携による取組に関する事項	24
(3)	その他	24
6	その他必要な事項	24
(1)	特定保安林の整備に関する事項	24
(2)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	24
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	26
(4)	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	26
別紙 1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	27
別紙 2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	31
別紙 3	鳥獣害防止森林区域	32

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、上川総合振興局の西部に位置し、北部には天塩山系最大の秀峰ピッシリ山と原生林に囲まれた朱鞠内湖が優れた景観を有し、その一帯は道立自然公園区域となっています。

この山並みを水源とする雨竜川は町の中央を貫流し、その沿線には肥沃な平坦地が点在することから、水田・畑作・酪農を中心としたさまざまな集落が形成されています。

本町の総面積は 76,704ha、森林面積が 63,642ha で、総面積の 83% を占めています。民有林面積は、32,561ha（うち北海道大学雨龍研究林 25,036ha）で、そのうちアカエゾマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 2,503ha であり、人工林率 8% で、年齢構成では、8 年齢以下が 56% 以上を占めています。

森林に対する公益的機能への要請の高まりと森林利用の多様化に対応して、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、適正な森林施業の実施や森林の保全により健全な森林資源の維持増進を積極的に推進する必要があります。

このため、今後の森林整備及び保全にあたっては、自然的・社会的条件、森林資源の現況、施業実績等を考慮し、人工林については、より質の高い施行の推進や未立木地の解消を図り、天然林については、優良天然木の育成に努めるとともに、公益的機能の発揮に留意した施行の展開が必要となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進する。また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきについて「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水源涵養ゾーン		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性保全機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備推進する。

(3) その他必要な事項

- ①山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。
また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ②公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ③種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。
- ④地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

また、間伐事業の低コスト化を進めるに当たっては、林齢、立木密度、風の影響、事業規模等を考慮しながら、列状間伐の実施を若齢時から検討することとし、伐採を考慮した適切かつ適期な実施により直径成長を促すと共に、労働安全の確保、林内植生の回復に努めるものとします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

I の「伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項」踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における樹種別の立木の標準伐期齢は、次のとおりとします。

本町における立木の標準伐期齢は、当町の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹 種		標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

本町における立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、次のとおり行うこととします。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によることとします。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち(イ)の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹郡を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

エ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

ア 木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保全に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

イ 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

ウ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

エ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱等につながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、伐採を行わないよう努めることとします。

a 確実な更新が困難な湿地、風衝地・岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

オ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながる恐れが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

カ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採、搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

キ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

ク 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第2 造林に関する事項

I の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林することとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

人工造林に当たっては、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、伐採跡地の人工造林を実施すべき期間は、次のとおり、行うこととします。

（1）人工造林の対象樹種

①人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既存の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定することとします。

- ②多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。
 なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。
- ③育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、 トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、カンバ類、ハンノキ、ミズナラ、トウヒ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

- (ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。
- (イ) 地植えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。
- (ウ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。
- (エ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

- (オ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。
- (カ) コンテナ苗の植栽時期については、第2の(2)のアの(ウ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

【人工林の樹種別及び仕立て別の植栽本数】

単位 本/ha

区 分	樹 種				
	カ ラ マ ツ	ト ド マ ツ	アカエゾマツ	そ の 他 針	広 葉 樹
密仕立て	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0
中庸仕立て	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0
疎仕立て	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0

※なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	5月上旬～ 6月上旬
	カラマツ、その他	5月上旬～ 6月中旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月中旬～ 11月中旬
	カラマツ、その他	9月中旬～ 11月下旬

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

幌加内町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。



幌加内町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本とすると
 $2,000 \times 0.3 = 600$

となり、カラマツはおおむね600本以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

なお、天然更新の対象樹種及び標準的な方法、伐採跡地の天然更新を実施すべき期間は、次のとおり、行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハシノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齢林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後概ね15年未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \text{ (注6)}$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3, 300本/ha
下層	10, 000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層林より樹冠面積が小さいもの

下層：中層林よりも樹冠面積が小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は、植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めます。

なお、当該森林は、主として人工林を対象とするとともに、天然下種更新に必要な母樹の賦存状況その他の自然条件や天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案して定めますが、木材等生産機能森林に指定されている人工林については、原則植栽を必要とします。

森林の区域（林小班）	備 考
13-1.3～5.7～13.15～24.28～30.32.35～39. 14-9.28.38.48～50.64.66～68.72.83. 14-91.94.97～98.104.115.118.122.128～130.132. 15-11～13.30～31.35.38.51.59. 15-61. 16-4.6 17-7.13.16.19～23.28～35.39.49～54.56～57.59～61.66.68～69. 17-71～73.78～79.102.106.111～112. 18-16.40～43.45.47.49～50.52.54.57～58. 18-61～64.68.75. 19-14～19.36～37.47. 20-5.9～15.18～22.40.43.45.48～50. 20-66.68～70.95.99～102.104.108～109.111.113. 21-17～18.29.50～51.54.59. 21-66～69.71～77.84.88～89.100. 22-37. 23-8.22～23.44.50. 24-11～12. 24-18～21.24.51.54.65.84.87～90. 25-21.66～72.87.94.96～98. 26-31～34. 26-41～44.50.63.66～67.69.77. 27-4.6～7.14.33～34.36～45.49.51～52.56. 27-58～62.65～74.77～79.86～87.91～92.94～95. 28-12.21～23.30～33.36～37. 28-42～43.48.50～51.53. 29-12.15.25. 30-3.15～17.29.31.36～38.42～43. 31-20.38.50～52.58～60.62～64.67.69. 32-4.10.21.34.37.39～40.46.49.54. 33-4.7.12.14.23.25.27.30.34.36. 34-3.17.19～22.24.28～30.35～42.44～51. 34-53～55.57～61.63～66.68.70.72.82.84～85.87～88.91～94.96. 35-4.6～8. 35-10～13.16.18.21.29.35.38.43.55～64.66～69.71～72.81～82.84～94.97. 35-107～115.117.120～127.130～140.143～161.164～174.179～207.209. 35-211～213.216～220. 222～224. 226.229～232.236～251. 56-2.8.15～17.20～21.23～28.30～31.33～35.37～55.58～62.65～69. 58-2～3.5～7.10～11. 59-1～2.4～5.8～9.12. 59-15.17～20.24.	木材等生産林のうち人工林

上記の森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)による

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

第2の2の(2)による

5 その他必要な事項

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意することとします。

イ 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの「伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項」踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法、並びに保育の標準的な方法は、次のとおり、行うこととします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適度な伐採率により繰り返し行うこととする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとすることとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

【育成単層林】

樹 種 (生産目標)	施 業 体 系	間伐の時期 (年)					間 伐 の 方 法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：400 本/ha	1 8	2 5	3 3	4 1	—	選木方法 定性及び定量 間伐率(材積率) 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 7 年 標準伐期齢以上 8 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：450 本/ha	2 3	3 0	3 7	4 4	—	選木方法 定性及び定量 間伐率(材積率) 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 7 年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立方法：中庸仕立 主伐時の設定：400 本/ha	2 5	3 1	3 9	4 9	6 5	選木方法 定性及び定量 間伐率(材積率) 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 1 0 年

注1) 「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業の適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等の除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととしその終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹 種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ (グイマツとの交配 種を含む) (一般材)	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	②	②	①	①			
	秋		②	②	②	②	①	①	①		
アカエゾマ ツ	春	①	②	②	②	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	②	①	①	①	①	①	①
樹 種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ (グイマツとの交配 種を含む) (一般材)	春		△					△			
	秋			△					△		
トドマツ	春			△					△		
	秋				△					△	
アカエゾマ ツ	春							△			
	秋								△		

注) カラマツには、グイマツ・グイマツとの交配種等を含みトドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

(2) (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全は、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通じて常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されています。その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や希少な野生生物が生育・生息する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により生物や要請の保全機能の発揮を期待する森林については、野生生物の生息や希少な植生の分布地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源涵養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活力した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

このうち、アの①～③に掲げる公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

また、自然条件及び社会的条件、公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう努めることとします。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

該当なし。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域について、別表1のとおり定めます。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護区域として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について、別表1のとおり定めます。

(4) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

幌加内町における一般民有林の森林所有者は、5ヘクタール以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の97%、面積の7.4%を占める。また、管内の一般民有林のうち、8%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の林業事業体による森林経営の受委託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに林業経営の委託への転換等を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施行の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約において、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を着実に推進するためには、事業費のコストダウンを図ることが必要であり、森林管理署・北海道大学雨龍研究林・上川総合振興局・町・森林組合の合意形成と国有林・民有林の連携を図りながら森林施業の共同化・合理化を計画的に推進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

所有する森林の規模も小さく、さらには不在村森林所有者の多い本町において、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに森林施業の共同化を促進することとします。

これらを実効性のあるものとするためには、森林所有者間の合意形成が必要であり、町、森林組合等による集落懇談会等の開催や普及啓発活動を推進するものとします。また、森林施業の確実性を高めるため施業実施協定の締結を即し、森林組合が中心となり長期、短期の施業受委託等により、地域の森林整備が計画的かつ効率的に進められていくよう努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意することに努めることとします。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム（注1）	100以上	35以上
中傾斜地（15° ～ 30° ）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30° ～ ）	架線系作業システム（注2）	15以上	15以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 （0° ～ 15° ）	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラーバン チャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ）
中傾斜地 （15° ～ 30° ）	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
急傾斜地 （30° ）	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）

※（ ）は、全工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林整備を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画において路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に関する事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森計第 1280 号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

(ア) 一般民有林

振興局	開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km) 箇所数	利用区域面積 (ha)	前半 5 カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
上川	開設	自動車道		幌加内町	長留内ほ ろたち	4.8 1	232	○	1	起点：幌加内町字長留内 終点：幌加内町字長留内

(イ) 道有林

該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

該当なし。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者をい対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッパ等の集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状	将 来
伐 倒		チェーンソー	ハーベスタ・フェラバンチャー
造 材		プロセッサ	ハーベスタ
集 材		林内作業車・トラクタ	フォワーダ・スキッパ
造林 保育等	地拵・下刈	チェーンソー・刈払機	ブラッシュカッター
	枝 打	人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

広域的な林業機械の共同利用の方法、機械化作業システムを構築するとともに技術者の養成確保と事業量の安定確保を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから低迷しており、ま

た、町内の工場は製紙用の木材チップ生産が主であり、製材工場の拡大も余り望めない現状にあります。地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、幌加内町が策定した「幌加内町地域材利用推進方針」（平成26年2月策定）に即して公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			将 来			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
チップ工場	雨 煙 内	26,000 m ³	△2	—	—	—	
笹エキス生産施設	振 興	2,500kg	△3	—	—	—	

4 その他必要な事項

特になし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林であって、人工林であることを基本としますが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めて設定できることとします。

また、区域は必要に応じて、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができることとします。

なお、区域の設定は林班を単位として設定することとし、別紙 3 のとおり定めます。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の向上に努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

カラマツハラアカハバチ、マイマイガ等の森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害の蔓延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、幌加内町と北海道上川総合振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行

います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生生物の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条第1項に定める土地に火入れをしようとする者は、幌加内町火入れに関する条例（昭和59年条例第11号）に規定する事項を遵守するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。ただし、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合等については、特別に伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の法事、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づいて定められる保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域の設定をするときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備
該当なし。
- (2) 立木の期待平均樹高
該当なし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、経営に基づいた施業を実施することは、幌加内町森林経営計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成にかかる支援等により計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし。

2 生活環境の整備に関する事項

故郷にUターンやIターン者が地方で暮らすことを希望して、農業や林業及び漁業などの自然を相手に職業に尽きたい人に対して就職を斡旋できる地域の振興を図ることが重要であることから、都市との交流促進を通じて山村の理解を推進します。

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林資源については、天然林をはじめ人工林の主伐、間伐時期を向かえる事から計画的な森林整備の活性化を図るとともに、バイオマス燃料や循環型社会への活用を図り、地域産業の振興に努めるものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

身近な生き物の生育・生息の場となっている長留内地区のスキー場周辺については、野外スポーツや町民に憩いの場を提供するうえで重要な役割を果たしています。このため、自然と調和した潤いとやすらぎのある町づくりを目指して、身近な里山林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と地域住民の連携及び協力のもとで、整備及び保全活動と利用活動を一体的に推進していく条件整備をしていくこととします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力のもと、地域住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

【主な取組み】

- ① 住民参加による林業体験活動の推進（枝打ち、植樹）
- ② 親子を対象とした「森林環境教育」の推進
- ③ 森林ボランティア団体の育成と活動への支援

(2) 上下流連携による取組に関する事項

過疎化・高齢化が進む山村地域においては、集落の維持が大変困難になってきております。人口減少に歯止めをかけるため、森林、水資源、水産資源など地域資源を活用した「雇用の場」の確保を優先的に検討し、定住促進を図るため、地域林業関係者はもとより、上下流域など広域的な活動を通じて、連携を図る必要があります。

(3) その他

森林事業への町民の理解を図るため、青少年をはじめ、地域住民が関心を寄せることが重要であることから、地域林業関係組織と連携・協力し、森林に関する学習の機会の確保などを推進します。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

a 水源涵養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下とします。

b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。

c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり带状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率を上限とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

②自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

【表1 特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	制 限 内 容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ヘクタール未満のもの。 ② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

(3)森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及指導を進めます。

(4)森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項
該当なし。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	全域	139.50
	2	全域	134.88
	3	全域	141.79
	4	全域	68.36
	5	全域	112.56
	6	全域	132.92
	7	全域	92.24
	8	全域	136.64
	9	全域	123.84
	10	全域	132.08
	11	全域	123.76
	12	全域	52.24
	13	全域	141.60
	16	全域	20.28
	17	全域	107.82
	18	全域	99.04
	19	全域	167.52
	22	全域	69.60
	23	全域	83.84
	36	全域	149.15
	37	全域	216.40
	38	全域	173.96
	39	全域	372.92
	40	全域	142.12
	41	全域	119.04
	42	全域	268.52
	43	全域	118.44
	44	全域	146.80
	45	全域	134.44
	46	全域	217.40
	47	全域	167.56
	48	全域	159.32
	49	全域	171.88
	50	全域	204.72
	51	全域	169.08
	52	全域	230.28
	53	全域	121.84
	54	全域	154.12
	55	全域	260.28
	57	全域	24.16
	58	411.425.426	33.67
	59	全域	169.76
	101	全域	169.89
	102	全域	224.62
	103	全域	227.87
	104	全域	229.19
	105	全域	246.52
	106	全域	181.36
	107	全域	194.19
	108	全域	225.98
	109	全域	225.99
	110	全域	148.46
	111	全域	245.91
	112	全域	178.99
	113	全域	237.83
	114	全域	197.54
	115	全域	170.94
	116	全域	218.36
	117	全域	200.67
	118	全域	307.93
	119	全域	127.00
	120	全域	160.86
	121	全域	190.25
	122	全域	193.94
	123	全域	221.56
	124	全域	253.41
	125	全域	201.72
	126	全域	129.74

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源涵養林	127	全域	267.77
	128	全域	137.47
	129	全域	190.05
	130	全域	196.93
	131	全域	180.93
	132	全域	183.93
	133	全域	133.99
	201	全域	211.23
	202	全域	136.56
	203	全域	153.77
	204	全域	293.22
	205	全域	155.57
	206	全域	182.49
	207	全域	218.35
	208	全域	197.21
	209	全域	141.63
	210	全域	164.44
	211	全域	118.09
	212	全域	196.77
	213	全域	177.41
	214	全域	159.75
	215	全域	271.48
	216	全域	216.53
	217	全域	206.58
	218	全域	152.81
	219	全域	168.60
	220	全域	156.75
	221	全域	196.48
	222	全域	164.37
	223	全域	115.15
	224	全域	175.25
	225	全域	89.80
	226	全域	141.91
	227	全域	167.55
	228	全域	86.72
	301	全域	143.39
	302	全域	154.04
	303	全域	96.12
	304	全域	206.34
	305	全域	249.55
	306	全域	224.86
	307	全域	315.28
	308	全域	318.36
	309	全域	415.26
	310	全域	297.87
	311	全域	143.63
	312	全域	181.88
	313	全域	209.95
	314	全域	179.26
	315	全域	155.46
	316	全域	149.49
	317	全域	243.48
	318	全域	146.22
	319	全域	189.06
	320	全域	168.25
	321	全域	248.64
	322	全域	172.31
	323	全域	162.67
	324	全域	299.03
	325	全域	221.17
	326	全域	222.23
	327	全域	177.86
	328	全域	201.97
	329	全域	176.49
	330	全域	243.62
	331	全域	126.53
	332	全域	188.01
	333	全域	136.61
	334	全域	270.10
	335	全域	336.14
	336	全域	180.43
	337	全域	196.73

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源涵養林	338	全域	130.69
	339	全域	130.67
	340	全域	107.03
	401	全域	219.34
	402	全域	301.95
	403	全域	181.76
	404	全域	272.93
	405	全域	158.44
	406	全域	180.53
	407	全域	301.78
	408	全域	196.70
	409	全域	293.77
	410	全域	274.63
	411	全域	94.75
	412	全域	401.16
	413	全域	354.79
	414	全域	308.00
	415	全域	197.83
	416	全域	204.54
	417	全域	298.70
	418	全域	311.87
	419	全域	218.69
	420	全域	23.91
	421	全域	128.63
	422	全域	124.52
	423	全域	199.54
	425	全域	129.80
保健・文化機能 等維持林	36	全域	149.15
	37	全域	216.40
	38	全域	173.96
	39	1～3.5～11.13.29～53	126.52
	40	全域	142.12
	41	全域	119.04
	42	全域	268.52
	43	全域	118.44
	44	全域	146.80
	45	全域	134.44
	46	全域	217.40
	47	全域	167.56
	48	全域	159.32
	49	全域	171.88
	50	全域	204.72
	51	全域	169.08
	52	全域	230.28
	53	全域	121.84
	54	全域	154.12
	55	1～13.16～20.23.27	224.84
	424	全域	89.52
木材等生産林	13	全域	141.60
	14	全域	70.78
	15	全域	97.08
	16	全域	20.28
	17	全域	107.82
	18	全域	99.04
	19	全域	167.52
	20	全域	106.27
	21	全域	88.98
	22	全域	69.60
	23	全域	83.84
	24	全域	46.88
	25	全域	48.33
	26	全域	24.30
	27	全域	148.26
	28	全域	68.48
	29	全域	87.21
	30	全域	43.75
	31	全域	66.64
	32	全域	82.91
	33	全域	77.56
	34	全域	74.54
	35	全域	201.49

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
木材等生産林	56	全域	209.75
	57	全域	24.16
	58	2.3.5～11	8.80
	59	全域	169.76

2 上乗せのゾーニング

生物多様性 ゾーン (水辺林タイプ)	36	全域	149.15
	37	全域	216.40
	38	全域	173.96
	39	1～3.5～11.13.29～53	126.52
	40	全域	142.12
	41	全域	119.04
	42	全域	268.52
	43	全域	118.44
	44	全域	146.80
	45	全域	134.44
	46	全域	217.40
	47	全域	167.56
	48	全域	159.32
	49	全域	171.88
	50	全域	204.72
	51	全域	169.08
	52	全域	230.28
	53	全域	121.84
	54	全域	154.12
	55	1～13.16～20.23.27	224.84
生物多様性 ゾーン(保護地 域タイプ)	424	全域	89.52

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区 分	施業の方法	森林の区域		面積 (h a)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1～13 16～19 22～23 36～55 57 58 59 101～133 201～228 301～340 401～423 425	全域 全域 全域 全域 411. 425. 426 全域 全域 全域 全域 全域	30, 919. 87	主伐林齢: 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積: 20ha以下
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	該当なし			主伐林齢: 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積: 10ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	該当なし			主伐林齢: 注3の表による 皆伐面積: 20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし		主伐林齢: 標準伐期零以上 皆伐率: 70%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	36～38 39 40～54 55 424	全域 1～3. 5～11. 13. 29～53 全域 1～13. 16～20. 23. 27 全域	3, 505. 95 主伐林齢: 標準伐期零以上 皆伐率: 30%以下又は40%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期例示の立木材積を維持する

注1 森林経営計画を作成して施行を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法について、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

【道有林】

該当なし

別表 3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (h a)
エゾシカ	11林班～13林班 15林班 17林班～24林班 32林班 35林班 47林班～54林班 58林班～59林班	3, 060. 06